

令和5年度

春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

春日井市教育委員会

[目 次]

1 いじめ・不登校対策事業の概要

(1) 組織	1
(2) 活動内容	2

2 いじめ問題対策委員会

(1) 春日井市いじめ問題対策委員会規則	5
(2) 事業報告	6

3 いじめ・不登校対策協議会

(1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱	7
(2) 事業報告	9

4 いじめ・不登校相談室

(1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領	1 1
(2) 不登校相談の状況	1 2
(3) いじめ相談の状況	1 4
(4) いじめ・不登校相談室から	1 8

5 教育支援センター「あすなろ」

(1) 春日井市教育支援センター「あすなろ」事業実施要綱	1 9
(2) 春日井市教育支援センター「あすなろ」の概要	2 1

(3) 春日井市教育支援センター「あすなろ」通級状況	2 4
(4) あすなろ相談・連絡会の実施状況	2 5
(5) あすなろ教室だより	2 6
(6) 春日井市教育支援センター「あすなろ」から	3 8

6 スクールカウンセラー巡回

(1) 春日井市スクールカウンセラー巡回事業実施要綱	3 9
(2) スクールカウンセラー相談件数	4 0
(3) スクールカウンセラーの声	4 1

7 心の教室相談員

(1) 小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要	4 2
(2) 心の教室相談件数	4 2

8 保護者と学校のかけはし事業

(1) 春日井市スクールソーシャルワーカー設置要綱	4 3
(2) スクールソーシャルワーカー支援件数	4 4

9 教育相談等一覧

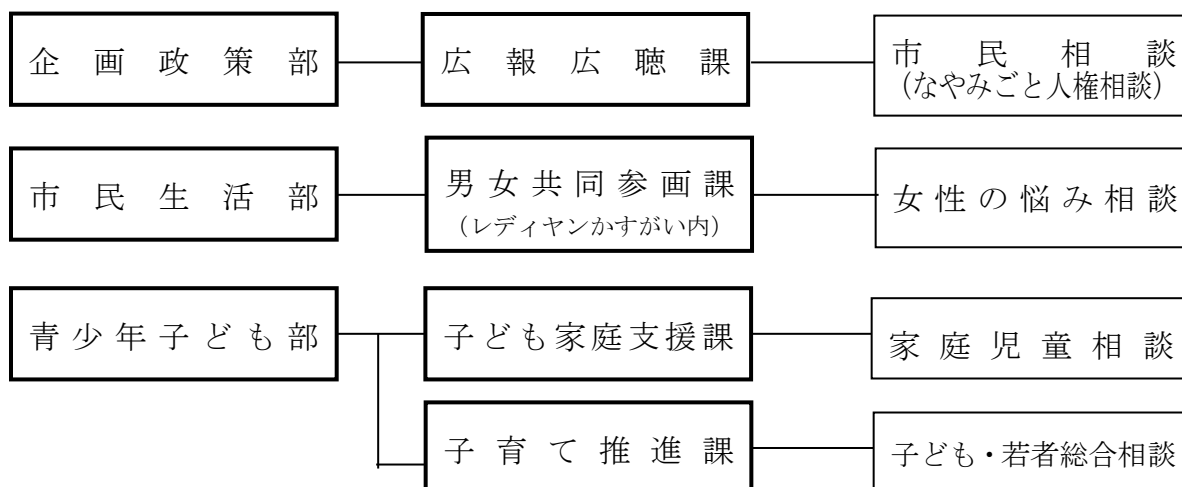
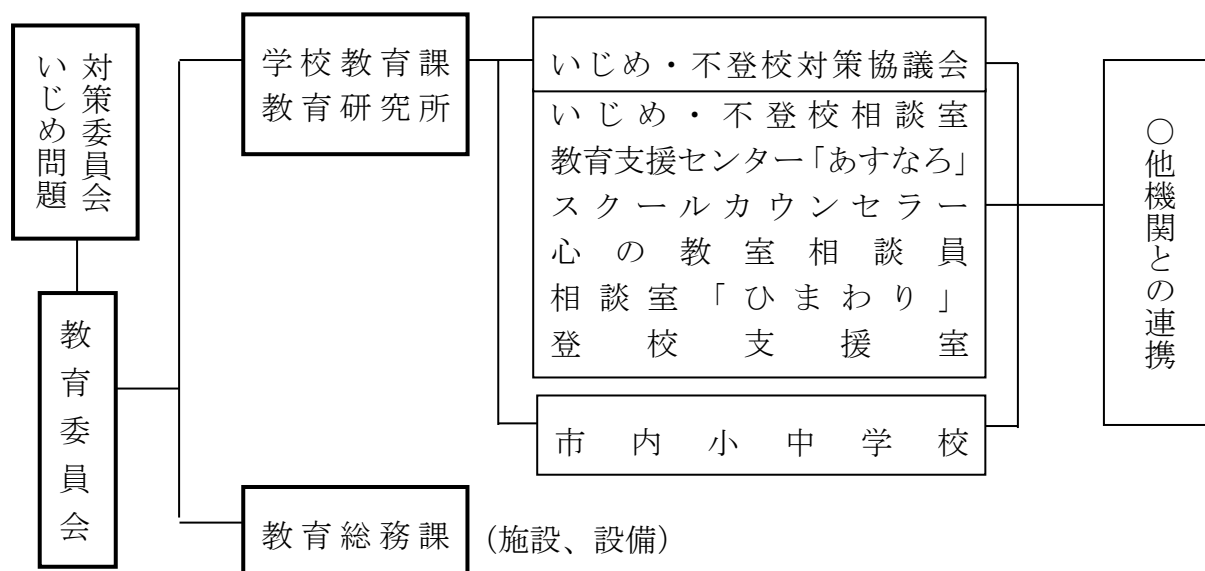
4 6

1 いじめ・不登校対策事業の概要

いじめ・不登校など、児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき課題であり、学校を始め関係機関においては、問題解決のためにさまざまな取り組みを行っています。

春日井市では、春日井市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等のための対策を推進しています。教育委員会においては、いじめ・不登校対策協議会の開催、いじめ・不登校相談室での相談業務の実施及び教育支援センター「あすなろ」の開設、スクールカウンセラーや心の教室相談員の学校への派遣等、未然防止と早期発見に努めています。また、各学校においても学校長を中心に、いじめ・不登校対策委員会を設置して、いじめの発生防止と不登校児童生徒等の解決に取り組んでいます。

(1) 組 織（令和5年4月1日現在）



※ 他機関

愛知県児童相談センター（子ども家庭１１０番、親子のための相談ＬＩＮＥ）

愛知県教育委員会（いじめ・不登校相談窓口）

愛知県尾張福祉相談センター（家庭支援電話相談）

愛知県総合教育センター（一般教育相談）

愛知県精神保健福祉センター（あいちこころホットライン３６５、Ｅメール相談）

愛知県警察少年サポートセンター（被害少年相談電話、ヤングテレホン、性犯罪被害１１０番）

（公財）愛知県教育・スポーツ振興財団（教育相談「こころの電話」、いじめほっとライン２４）

名古屋法務局人権擁護部（こどもの人権１１０番）

(2) 活動内容

① 春日井市いじめ問題対策委員会

目 的 春日井市立小中学校のいじめに関する事項について調査及び審議を行う。

委 員 ５名以内（大学教授、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士）

② 春日井市いじめ・不登校対策協議会

目 的 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ・不登校に関する諸問題を協議し、発生防止及び早期発見等の対策を推進する。

委 員 １５名以内（医師、相談機関関係者、小中学校関係者、学校関係団体関係者、教育行政関係者、学識経験者）

③ いじめ・不登校相談室

目 的 いじめ・不登校児童生徒の指導、防止のあり方と家庭での指導方法や不登校のさまざまな要因に関する児童生徒及び保護者からの相談に応じることにより、児童生徒の生活や自立を援助し学校復帰を図る。また、小中学校からのいじめ・不登校に関する相談に応じることにより、問題の早期解決を図っている。

相談日 毎週月曜日～金曜日

午前９時～正午、午後１時～４時

相談員 常時１名。３名が交替で相談にあたり、気軽に相談できるようにしている。

※ 令和２年度より全中学校、令和４年度７月より全小学校で、いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」を導入し、いじめの早期発見、対応に取り組んでいる。

④ 春日井市教育支援センター「あすなろ」

目 的 春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で、何らかの心理的理由により登校できない児童生徒とその保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する。

開設日 毎週月曜日～金曜日（学校の休業日は除く。）
午前9時～午後3時

指導者 専任指導員 4名

相談員 カウンセラー 1名（非常勤で月2回）

⑤ スクールカウンセラー

目 的 いじめや不登校等児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者が定期的に小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な指導助言を行い、もって健全な育成に資することを目的とする。

相談日 原則、月2回7時間以内
午前9時～午後5時

相談員 カウンセラー 10名。派遣する各小中学校において学校と連携をとり、実態に応じた対応をする。

⑥ 心の教室相談員

目 的 小学校において、児童が悩み等を気軽に相談でき、ストレスを和らげるよう、話し相手になってくれる第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるよう環境を提供することを目的とする。

相談日 週2～3回、1回当たり4～6時間で、週12時間程度

※ 柏原小、大手小、東野小、丸田小の計4校において、週5日、週29時間の相談日で実施

春日井小、坂下小の計2校において、週21時間の相談時間で実施

相談員 37名 小学校の子どもの話し相手となり、ストレスを和らげ、安らぎを感じさせる第三者的な立場となり得る者

⑦ 相談室「ひまわり」

目 的 発達障がい等を有すると思われる春日井市立小中学校の児童生徒及び保護者からの相談に専門的な相談員が応じることにより、当該児童生徒の学校生活や学習についての改善を図ることを目的とする。

相談日 月4回。相談員との日程調整により教育委員会が決定

相談時間 午後1時30分～午後5時15分

（月1回 月曜日 午前9：00～正午）

相談員 専門的資格を有する者

⑧ 登校支援室

目 的 初期対応、未然防止目的に令和４年度より１５中学校に登校支援室を設置し、さまざまな支援を行う。

開設日 月曜日～金曜日

⑨ 学校におけるいじめ不登校対策

学校長を中心に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの発生防止及び不登校児童生徒の解決に取り組んでいる。

2 いじめ問題対策委員会

(1) 春日井市いじめ問題対策委員会規則

①春日井市いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例(平成27年春日井市条例第2号)第4条の規定に基づき、春日井市いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、教育、法律、心理その他のいじめに関する優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録(春日井市情報公開条例(平成12年春日井市条例第40号)第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。)を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と、同条第4項中「会議に関係者の出席を求め、」とあるのは「関係者の」と読み替えるものとする。

(令4教委規則1・追加)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(令4教委規則1・旧第6条繰下)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

(令4教委規則1・旧第7条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年教委規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 事業報告

① 第1回いじめ問題対策委員会開催

- 実施日 令和5年11月9日(木)
- 内 容
 - ・春日井市のいじめの現状及び対策について
 - ・スクールサインについて

② 第2回いじめ問題対策委員会開催

- 実施日 令和6年3月6日(水)
- 内 容
 - ・春日井市のいじめの現状及び対策について
 - ・事例報告
 - 被害者と加害者が複雑な事例について
 - スクールサインについて

3 いじめ・不登校対策協議会

(1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

① 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ及び不登校問題対策を推進するため、春日井市いじめ・不登校対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) いじめ及び不登校の実態把握及び分析に関すること。
- (2) いじめ及び不登校問題児に対する指導体制の整備に関すること。
- (3) いじめ及び不登校問題発生防止のための学校環境の見直しに関すること。
- (4) 家庭及び地域との連携に関すること。
- (5) その他いじめ及び不登校問題対策を推進するために必要な事業

(委員)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 相談機関関係者
- (3) 小中学校関係者
- (4) 学校関係団体関係者
- (5) 教育行政関係者
- (6) 学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

② 令和5年度春日井市いじめ・不登校対策協議会委員名簿（順不同）

	氏 名	役 職 名
会 長	願興寺 礼子	中部大学人文学部心理学科教授
副会長	伊藤 治彦	春日井市教育支援センター「あすなろ」指導員
委 員	山口 力	春日井市スクールカウンセラースーパーバイザー
委 員	窪野 明子	春日井警察署生活安全課少年係係長
委 員	横井 隆一	愛知県教育委員会尾張教育事務所家庭教育コーディネーター
委 員	神戸 研人	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長
委 員	稲垣 拓馬	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長
委 員	野見山 日向	名古屋法務局春日井支局民事専門官
委 員	吉田 眞	春日井市いじめ・不登校相談室相談員
委 員	安藤 透	登校支援室指導員
委 員	杉浦 誠	登校支援室指導員
委 員	今井 裕次	いじめ・不登校対策部会会長（高蔵寺中学校長）
委 員	吉田 勝俊	いじめ・不登校対策部会副会長（玉川小学校長）
委 員	酒井 はるみ	春日井市立小中学校養護教諭会代表（西部中学校主任養護教諭）

(2) 事業報告

① 令和5年度いじめ・不登校対策協議会事業

ア 関係機関との連携協力による教育活動

相談機関との連絡会

- いじめ・不登校相談室、教育支援センター、家庭教育コーディネーター、登校支援室、関係機関との情報交換

イ 春日井市教職員研修委員会、校内現職教育による教員研修

(ア) いじめ・不登校事例研究会

- 実施日 令和5年9月13日（水）
- 内 容 不登校に関する創作事例について、課題や今後の対応、支援をSSWとともに検討し、今後の取り組みに生かす。
- 参加者 教員37名

(イ) いじめ・不登校をテーマにした教育講演会

- 実施日 令和5年11月14日（火）
- 講師 山口 力 氏
（春日井市スクールカウンセラースーパーバイザー）
- 演 題 「みんなで取り組むいじめ・不登校問題」
～自立を育む支援を～
- 参加者 教員65名

(ウ) カウンセリング技術向上研修会

- 実施日 令和6年1月12日（金）
- 講師 柴山 まさみ 氏
春日井市社会福祉協議会 第一希望の家保育所等訪問支援員
- テーマ 「聴くということ」
- 受講者 教員60名

(エ) 校内現職教育における研修

(オ) 校内いじめ・不登校対策委員会の定期的開催

② 小・中学校へのスクールカウンセラー・心の教室相談員の派遣について

ア スクールカウンセラー

10名のスクールカウンセラーを派遣要望のあった小中学校に派遣し、児童生徒・保護者・教職員に対するカウンセリングと教育活動への支援・助言を行った。

(ア) 派遣校数 小学校：29校 中学校：14校

小中学校で同じカウンセラーとなるよう配置の整備をした。

(イ) 相談時間 各校年間70時間～100時間

（配置換えのためカウンセリングの継続のための時間を設定した）

(ウ) 支援活動

校内現職教育研修会での講師、いじめ・不登校対策委員会委員として参加

イ 心の教室相談員

市内37校の小学校に派遣し、児童の悩み相談、話し相手として相談活動の充実と学校の教育活動への支援を行った。

(ア) 派遣回数

心の教室相談員：週12時間程度（週2～3回程度）

※ 柏原小学校、大手小学校、東野小学校、丸田小学校において、週5日勤務の相談員を配置した。

春日井小学校、坂下小学校において週21時間程度の相談員を配置した。

(イ) 相談内容

友人関係、家庭、学校、いじめ、不登校

(ウ) 支援活動

別室登校の児童の相談、学校の教育活動支援

③ 登校支援室

新たな不登校者をつくらない初期対応や学校内での安心できる居場所づくりを重点的なねらいとして、昨年度までに開設した6中学校（東部中学校、藤山台中学校、石尾台中学校、知多中学校、松原中学校、南城中学校）に加え9中学校あわせて15中学校に登校支援室を設置した。

○支援方法

多角的で重層的な生徒理解から適切な支援につなげるためにPDCAサイクルを生かしたチーム支援を行う。

- ・設置校の教員による教科指導の実施
- ・校内外の連携役としてコーディネーターの配置
- ・登校支援室協力員を配置
- ・登校支援室指導員による巡回支援

④ 相談室「ひまわり」（臨床心理士2名、小児科医2名による発達障がい相談）
教育研究所相談室（月3回午後）

藤山台中学校カウンセリングルーム（月1回午前中）

⑤ 令和5年度事業

県事業「スクールカウンセラー派遣事業」（継続）

○市内全小中学校に派遣（尾東小中学校は除く）。ただし、小学校は8名のスクールカウンセラーがそれぞれ3～4校を担当し、巡回で相談活動を行う拠点校方式。また、東部中学校を拠点に篠木小学校と八幡小学校、中部中学校を拠点に上条小学校、高蔵寺中学校を拠点に不二小学校と高座小学校、藤山台中学校を拠点に藤山台小学校を巡回した。

4 いじめ・不登校相談室

(1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領

(設置)

- 1 本市の小学校及び中学校におけるいじめ・不登校児童生徒の支援・指導及び保護者からの相談に応じることにより、いじめ・不登校児童生徒の課題解決、自立を援助し学校復帰を図るため春日井市中央公民館内に春日井市いじめ・不登校相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(事業)

- 2 相談室は、いじめ・不登校に関連する次に掲げる業務を行う。
 - (1) 児童生徒の相談及び支援・指導に関すること。
 - (2) 保護者の相談及び助言・指導に関すること。
 - (3) 市内小中学校の担当者への助言及び指導に関すること。
 - (4) 専門機関の紹介に関すること。
 - (5) その他いじめ・不登校相談の推進に関すること。

(開設日時)

- 3 相談室の開設日時は、次のとおりとする。
 - (1) 開設日 月曜日から金曜日。その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日までにあたるものを除く。
 - (2) 開設時間 午前9時から正午、午後1時から4時

(相談員の設置)

- 4 相談室にいじめ・不登校相談員（以下「相談員」という。）を置く。
 - (1) 相談員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - ア 各種相談業務に3年以上の経験を有するもの。
 - イ 学校の教諭として10年以上の経験を有するもの。
 - ウ いじめ・不登校等の生徒指導に3年以上の経験を有するもの。
 - エ 教育委員会が適任と認めるもの。

(相談員の勤務)

- 5 相談員は1日につき1名とし、勤務時間は1日につき6時間とする。

(相談員の解職)

- 6 相談員としてふさわしくない行為があったときは、教育委員会はこれを解職する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 不登校相談の状況

① 不登校の状況

区分	学 校	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
30 日 以 上 不 登 校	小学校	248人	350人	418人
	中学校	442人	480人	610人
	計	690人	830人	1,028人
学 校 復 帰 者	小学校	77人	63人	121人
	中学校	99人	114人	171人
	計	176人	177人	292人

② 不登校相談件数

区分	学 校	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相 談 件 数	小学校	84件	125件	86件
	中学校	129件	58件	100件
	計	213件	183件	186件

③ 年度別不登校相談状況

単位：件

区分	学年	男女	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
			面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計
小学校	1	男		1		1		4		4		4		4
		女		1		1		3		3				
	2	男	9	10		19	1			1		10		10
		女		6		6		1		1	1	2		3
	3	男	1	5		6	7	10		17				
		女		3		3	1	1		2		2		2
	4	男	27	9		36	1	3		4	11	3		14
		女	2			2	2	3		5	2	1		3
	5	男	1	3		4	3	7		10	14	1		15
		女	1			1	30	6		36		5		5
	6	男		1		1	26	9		35		4		4
		女		4		4	4	3		7	13	13		26
	計	男	38	29	0	67	38	33	0	71	25	22	0	47
		女	3	14	0	17	37	17	0	54	16	23	0	39
中学校	1	男	3	2		5	2			2	8	10		18
		女	3	6		9	2	8		10	2	4		6
	2	男	21	6		27	5	4		9		5		5
		女	6	1		7	4	11		15	1	9		10
	3	男	74	4		78	3	19		22	9	46		55
		女	2	1		3				0	4	2		6
	計	男	98	12	0	110	10	23	0	33	17	61	0	78
		女	11	8	0	19	6	19	0	25	7	15	0	22
小中計		男	136	41	0	177	48	56	0	104	42	83	0	125
		女	14	22	0	36	43	36	0	79	23	38	0	61
		計	150	63	0	213	91	92	0	183	65	121	0	186
その他			0	5	0	5	14	3	0	17	11	5	0	16
合 計			150	68	0	218	105	95	0	200	76	126	0	202

※「その他」には、高校生、教員等を含みます。

(3) いじめ相談の状況

① いじめ相談件数

ア 面接、電話、訪問による相談

単位：件

学 校	男 女	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計
小 学 校	男		1		1	1			1				0
	女		3		3		3		3	1	3		4
	計	0	4	0	4	1	3	0	4	1	3	0	4
中 学 校	男		2		2		1		1		2		2
	女	1			1		5		5		3		3
	計	1	2	0	3	0	6	0	6	0	5	0	5
その他					0	1			1				0
合 計		1	6	0	7	2	9	0	11	1	8	0	9

イ いじめ匿名連絡サイトへの相談

※令和3年度は中学校のみ

単位：件

項目	具体的な内容	令和 3年度	令和4年度		令和5年度	
			小学校	中学校	小学校	中学校
友人関係	一人でいる（含 不登校）	0	5	5	3	10
	友人間のトラブル	8	49	4	14	4
	悪口を言われる（言っている）	13	59	13	37	15
	いじわるをされる（する）	4	43	6	65	25
	部活内トラブル	3	0	0	0	2
	自傷行為、自殺等の心配	2	0	1	0	0
	SNS上のトラブル	9	6	13	1	17
	暴力を振るわれる	2	23	3	29	3
	その他（元気がないなど）	0	59	12	59	25
自身の不安	一人でいる（含 不登校）	1	0	0	0	0
	元気がない	4	0	0	0	0
	自分の心配（含 自殺など）	0	14	4	2	1
	友人からの被害への心配	0	8	1	34	1
	家庭のこと	0	0	2	0	1
教師関係	指導の不満・信用問題	0	60	11	75	17
漠然とした不安	勉強・将来について	0	2	0	2	1
その他	学校全体、学習について、漠然とした不安など ※（ ）内は対応不要	6	2	3	6 (51)	2 (9)
合計		52	330	78	378	133

② 学校でのいじめ状況

単位：件

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	２８０	２９９	２９１
中学校	１１１	１０６	１２８
合 計	３９１	４０５	４１９

③ 学校でのいじめ解消状況

単位：件

区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	解消して いるもの	現在指導 中	解消して いるもの	現在指導 中	解消して いるもの	現在指導 中
小学校	１２８	１５２	１８７	１１２	１８６	２９７
中学校	５８	５３	６７	３９	７０	４３９
合 計	１８６	２０５	２５４	１５１	２５６	７３６

④ 学校でのいじめの態様

単位：件

区 分（複数回答可）		令和4年度		令和5年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。		200	70	147	93
仲間はずれ、集団による無視をされる。		27	15	44	17
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。		88	20	89	21
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。		12	0	13	2
金品をたかられる。		3	1	3	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		22	2	15	5
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		24	12	34	9
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。		8	11	14	17
その他		15	1	2	3
計		399	132	361	168

⑤ 学校でのいじめ発見のきっかけ

単位：件

区 分（複数回答不可）		令和4年度		令和5年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
教職員等が発見	担任の教師が発見	28	3	17	6
	他の教師からの情報	14	6	12	2
	養護教諭からの情報	1	0	1	3
	スクールカウンセラー・心の教室相談員等の外部の相談員らが発見	2	1	0	0
	アンケート調査など学校の取組によって発見	6	8	2	11
教職員等以外からの情報により発見	当該児童生徒（本人）からの訴え	87	43	83	40
	本人の保護者からの訴え	109	30	108	45
	本人以外の児童生徒からの情報	34	12	39	14
	本人以外の保護者からの情報	15	1	25	3
	地域住民からの情報	0	0	0	2
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	1	0	0	0
	その他（匿名などの投書）	2	2	4	2
計		299	106	291	128

⑥ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

単位：件

区 分 (複数回答可)	令和4年度		令和5年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	38	16	38	16
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	38	16	38	16
道徳や学級活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行った。	38	16	38	16
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした。	38	16	38	16
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	38	16	38	16
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	38	16	38	16
学校・警察連絡員の指定を行った。※注			38	16
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	37	15	37	15
P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	36	15	37	15
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	17	11	23	14
インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	38	16	38	16
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	38	16	38	16
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	38	16	37	15
計	432	185	476	203

※注 令和5年度より調査

(4) いじめ・不登校相談室から

令和5年度のいじめ・不登校相談室への年間総相談件数は211件でした。令和4年度と比べると増減はありませんが、令和3年度と比べると、14件減少しています。令和2年度と比べると84件増加しています。令和2年度、総相談件数がとても少なかったのは、新型コロナ感染拡大により、自宅学習が増え、不登校に対する不安が軽減されたことが主な要因だったと考えています。

令和5年度の不登校の相談件数は202件（小学生86件・中学生100件・その他16件）でした。令和4年度の200件（小学生125件・中学生58件・その他17件）と比べると2件増加しました。学校種別でみると小学生が31%減、中学生が72%増となっています。小学生が減少し、中学生が大幅に増加した要因ははっきりしません。

小学生で最も相談件数が多かったのは小学6年生で30件でした。小学生の相談内容は「授業中教室が騒がしい」「他の子を先生が大声で怒鳴るのが怖い」「友人とうまく遊べない」「発達障害の子への接し方が分からない」等です。中学生で最も相談件数が多かったのは中学3年生で61件でした。中学生の相談内容は「進路が不安でたまらない」「部活動で仲間とトラブルになった」「昼夜逆転してしまった」「子どもが何も話をしてくれない」等でした。

最近の保護者の傾向の一つとして、「学校へ無理に行かせない方が良い。休養が必要な時もある」等の考え方が浸透し、不登校への理解が深まっていることが挙げられます。しかし、学校を休ませたものの、その先が見えず「いつまで休みが続くの?」「進路はどうなるの?」「一生引きこもりになるのではないか?」等の不安が膨らんでいます。保護者の不安が子どもに伝わり、子どもの不安もさらに大きく膨らみます。保護者への支援の必要性を強く感じます。

次にいじめの相談件数は、9件（小学生4件・中学生5件・その他0件）でした。令和4年度と比べると2件減少しました。件数としては少ない傾向が続いています。「学校いじめ基本方針」が浸透し、各学校でいじめの早期発見・早期解決に努めていることや、電話相談する前に、学校との話し合いが上手くなされていること等が相談件数の減少の要因だと考えています。相談内容は「学校が十分な対応をしてくれない」「加害児童生徒・保護者へどのように対応しているのか分からない」「学校は隠蔽しようとしている」等です。

相談中、保護者が泣きながら、又は腹を立てながら話す時があります。それは「うちの子はいじめられているのではないか?」と学校に相談したところ、学校から「子どもの中ではよくあること」「些細なこと、気にしないように」「しばらく様子を見ましょう」等と言われ、学校が保護者の気持ちを理解してくれないことです。いじめに苦しんでいる児童生徒や保護者の心情にしっかり寄り添うことが大切だと考えます。

いじめ・不登校相談室の役割は、いじめや不登校等何らかの理由で学校に自分の居場所を感じられない児童生徒とその保護者のための相談機関の一つです。本来であれば、まずは学校内に配置されている相談員やカウンセラーが、対応することが望ましいことです。しかし、学校関係者とは離れた第三者的立場の相談員の方が、保護者にとっては遠慮なく話ができるというメリットも考えられます。相談室は、そういった背景をふまえて、今後もいじめや不登校に悩んでいる相談者への救済機関の一翼を担っていきたいと思えます。

5 教育支援センター「あすなろ」

(1) 春日井市教育支援センター「あすなろ」事業実施要領

1 設置の目的

春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない児童生徒と、その保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する。

2 対象者

春日井市内に在住する次の者を対象とする。

- (1) 小学校・中学校において、関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要すると認める児童生徒及びその保護者
- (2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助について依頼又は紹介された者
- (3) 小学校・中学校の児童生徒の担任等学校関係者

3 指導目標

不登校児童生徒が抱えている心理的・情緒的な要因と人間関係の改善を図り、自立心・社会性の育成によって通常の学習集団への復帰を目指し、登校できるように相談・助言及び指導にあたる。

4 指導方針

- (1) 個々の児童生徒の状態と回復の状況に合った指導をする。
- (2) 児童生徒にとって自由な雰囲気の中かで、安心できる「心の居場所」をつくる。
- (3) 児童生徒の心情を共感的に受容し、人間関係・信頼関係づくりをする。
- (4) 児童生徒の生活の自立と、集団への適応を段階的に指導する。
- (5) 児童生徒の可能性を引き出し、目標に向かって努力するきっかけをつくる。
- (6) 自己回復力を発揮し、児童生徒が再登校を希望すれば、慎重な配慮のもとに通常の学校への復帰を考慮する。
- (7) 学校・家庭・関係機関との連携と協力関係を密にし、指導する。

5 設置場所

春日井市柏原町1丁目97番地1 春日井市中央公民館北館2階

6 教室の休日

教育支援センターの休日は次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日まで

7 入級・退級の手続き

(1) 入級について

ア 入級希望者については、あらかじめ保護者・担任・学校長と教育支援センターあすなろ指導員の協議を経て、保護者・学校長より教育委員会へ所定の

申請書を提出する。

イ 保護者からの直接の申し込みや関係機関からの依頼は、当該校へ連絡し手続きをする。

ウ 教育委員会は申し出を認めたときは、保護者及び学校長に対し承認の旨を通知する。

(2) 退級について

指導経過を踏まえ、関係者が協議し判断する。退級を認めたときは、教育委員会は保護者及び学校長に対し通知する。

8 運営

(1) 名称

教育支援センターの名称は、春日井市教育支援センターあすなろとする。

(2) 指導者

専任指導員 4名（教諭経験者他）

カウンセラー 1名（非常勤）

(3) 相談・指導内容

ア 教育相談・カウンセリング

イ 人間関係づくり

ウ 個人活動

エ グループ活動

オ 教科学習

カ 進路相談

(4) 日課

ア 原則として月曜日から金曜日の週5日制

イ 開室時間は、午前9時から午後3時まで

ウ 昼食は弁当を持参

(5) 通級

ア 各自で通級する。（保護者の送迎、徒歩、自転車及び公共交通機関等）

イ 児童生徒の状況に応じて、午前のみ、午後のみ出席も認める。

(6) その他

ア 教育支援センターでの指導中、又は通級途上での事故については、日本スポーツ振興センターの給付対象となる。

イ 通級するときの服装は自由とする。

9 留意事項

業務上の秘密は厳守し、公表はしない。

附 則

この要領は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

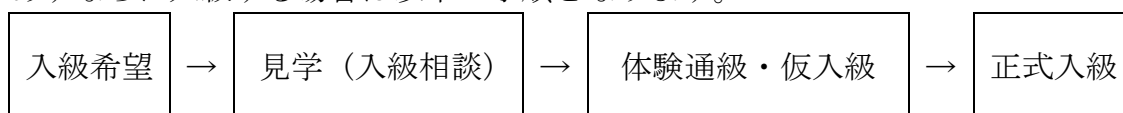
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 春日井市教育支援センター「あすなろ」の概要

- 1 教育支援センターあすなろは、春日井市が設置している施設です。
その「設置の目的」は、『春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない児童生徒の、社会的自立及び集団への適応並びに学校復帰を目指し、学校教育の円滑な運営に寄与する』ことです。
- 2 あすなろでは、春日井市内に在住する次の者を対象とします。
 - (1) 小学校・中学校において関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要すると認める児童生徒及びその保護者
 - (2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助について依頼または紹介された者
- 3 あすなろは不登校児童生徒の学校復帰を目指し、次のような目標で指導を進めています。
 - (1) 学校教育との連携の下に、保護者・児童生徒に適切な相談・助言を行い、学校復帰及び社会的自立を図る。
 - (2) 専門的なカウンセラーとも協力し、安定できる「心の居場所」づくりを目指す。
 - (3) 集団への適応を段階的にすすめ、人間関係・信頼関係を養う。
 - (4) 基本的な生活習慣を身につけさせ生活の自立を図る。
 - (5) 可能性を引き出し、目標に向かって努力しようとする意欲を育てる。
 - (6) 個々の状況を考慮しながら適切な学習や運動をすすめ、学力・体力の維持や向上を図る。
- 4 入級生の保護者は、カウンセラーによるカウンセリング(あすなろ相談)を、月1回程度受けることができます。また入級生は、週に一度指導員と教育相談を行います。
- 5 あすなろに入級する場合は以下の手順となります。



- ※ 見学の申し込みや入級の申し込みは、必ず学校を通して(学校の事前の報告を含む)行います。
- ※ 体験通級・仮入級を経た上で適切と認められる場合は、正式入級となります。

正式入級には、保護者・学校・教育委員会・教育支援センターあすなろの協議を経たうえで、書類手続きが必要です。なお、入級者の定員は20名です。

- 6 あすなろでの費用は、教材費（調理実習等）などを除き無料です。
- 7 あすなろは、午前9時から午後3時までです。また、休日や長期休業日等は、市内公立小中学校と同様です。給食はありませんので、昼食は各自弁当を持参します。
- 8 毎年4月は学校復帰チャレンジ期間とし、学校復帰に向けて自分にできる最大の努力を、あらかじめ立てた計画に基づき行う期間です。
- 9 できるだけ安全な通学路を選んで通級します。自転車利用者はヘルメットを着用します。保護者による送迎、バス、J R利用などによる通級も可能です。
- 10 教育支援センターあすなろ内での活動や通級途上での事故については、各学校にて加入している日本スポーツ振興センターの給付対象となります。
- 11 指導者
指導員4名（非常勤）、カウンセラー1名（非常勤）
- 12 設置場所
春日井市柏原町1丁目97番地1（春日井市中央公民館北館2階）
電話 34-8421 FAX 34-8426
- 13 あすなろの一日の生活

	日課	月・水・金曜日	火・木曜日
9:00	朝の会	一日の目標設定など	
9:15	1時間目	ふれあいタイム 運動、ゲームなど	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
9:45	休憩		
10:00	2時間目	マイプランタイム 学習(自分の計画で)	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
10:45	休憩		
11:00	3時間目	マイプランタイム 学習(自分の計画で)	マイプランタイム 学習(自分の計画で)
11:45	休憩		
12:00	昼食	昼食(弁当) 清掃	昼食(弁当) 清掃なし
13:00			

1 3 : 0 0	4 時間目	マイプランタイム 学習（自分の計画で）	ホールで運動 ※体ほぐし バドミントン 卓球など ※10月は テニス
1 3 : 4 5	休憩		
1 4 : 0 0	5 時間目	ふれあいタイム 運動、ゲームなど	
1 4 : 4 5	帰りの会	一日の反省、連絡など	
1 5 : 0 0			

14 あすなろの行事

始業式（3回）
 教室外活動（2回）
 レクリエーションスポーツ（2回）
 調理実習（2回）
 自然体験学習（少年自然の家）
 栽培活動（芋づくり・芋掘り）
 文化的行事（音楽鑑賞・創作活動）
 七夕まつり
 お楽しみ会
 読書週間
 あすなろミニ運動会
 何でもアピール大会
 お別れ式（1回）
 終業式（2回）
 修了式

15 その他

学校復帰チャレンジ期間（4月）
 保護者個人懇談会（臨時含）（5回）
 担任の先生と指導員の懇談会（3回）
 夏休み・冬休み自由通級日（中学生）

(3) 春日井市教育支援センター「あすなろ」通級状況

(令和5年4月～令和6年3月)

		4月 チャ レン ジ 期間	4月 21日 ～	5月	6月	7月	夏休 み 7月	夏休 み 8月	9月	10月	11月	12月	冬休 み 12月	1月	2月	3月	計
開室日数		10	6	20	22	14	6	9	20	21	19	16	4	17	19	15	218
月末在籍人数		7	7	8	7	8	8	8	9	9	9	9	9	9	10	6	123
在籍内訳	小学校	4	4	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	5	80
	中学校	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	1	43
	新規 入級生	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4
	退級生	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
通級延 人数	入級生	18	23	80	95	67	15	17	119	133	100	83	11	90	106	60	1017
	体験生	3	3	16	25	20	0	1	32	37	29	21	0	28	42	19	276
一日平均の 通級者の 人数	入級生	1.8	3.8	4.0	4.3	4.8	2.5	1.9	6.0	6.3	5.3	5.2	2.8	5.3	5.6	4.0	4.4
	体験生	0.3	0.5	0.8	1.1	1.4	0.0	0.1	1.6	1.8	1.5	1.3	0.0	1.6	2.2	1.3	1.2
一日平均の 通級者合計		2.1	4.3	4.8	5.5	6.2	2.5	2.0	7.6	8.1	6.8	6.5	2.8	6.9	7.8	5.3	5.9
あすなろ見学相談	小学校	1年												1			1
		2年				1			1					1			3
		3年							1		1			2		1	5
		4年		1	1	1			2					1	1		7
		5年				1	1					2			1		5
		6年				3			2		1						6
		小計	0	1	1	5	2	0	6	0	2	2	0	5	2	1	27
	中学校	1年		1							1			1		2	5
		2年	1			1	1		1			1		1			6
		3年				1											1
		小計	1	1	0	2	1	0	1	0	1	1	0	2	0	2	12
	合 計		1	2	1	7	3	0	7	0	3	3	0	7	2	3	39

※見学相談件数 R3 50件(小22件・中28件)、R4 43件(小26件・中17件)

 中学生のみの自由通級期間（ただし、4/7～4/20までの学校復帰チャレンジ期間は小中学生とも通級可）

(4) あすなろ相談・連絡会の実施状況

① 来所相談回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
小学生	2	1	5	2	0	5	1	3	2	5	2	2	30
中学生	0	1	2	1	0	2	0	1	0	2	0	1	10
保護者	14	9	11	17	1	16	15	9	19	11	15	5	142
担任	0	1	0	1	0	0	1	7	4	0	4	2	20
校長	5	0	2	2	1	0	2	3	1	4	2	0	22
教頭	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	4
養護教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の先生	2	2	2	1	0	8	2	12	3	2	5	2	41
その他	3	4	2	5	1	2	0	2	0	1	0	0	20
専門機関	1	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	0	8
合計	27	18	26	31	3	34	23	38	30	27	28	12	297

※R2 209件、R3 317件、R4 299件

② 電話相談回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
小学生	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	4
中学生	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
保護者	5	6	11	4	0	0	0	3	0	0	2	1	32
担任	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
校長	0	0	0	1	1	0	0	2	2	0	1	0	7
教頭	3	1	5	1	0	0	1	3	0	1	1	0	16
養護教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の先生	8	5	14	10	3	7	4	14	13	11	7	11	107
その他	3	5	6	1	3	0	2	1	1	2	0	0	24
専門機関	2	1	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	7
合計	21	18	37	19	7	10	7	23	19	14	12	12	199

※R2 154件、R3 176件、R4 170件

※ 対象は、児童・生徒・関係者

(5) あすなろ教室だより（26ページ～37ページ）

(6) 春日井市教育支援センター「あすなろ」から

1年を振り返って

あすなろ指導員

令和5年度のあすなろ見学相談件数（以下相談件数とする）は、小学生27件、中学生12件であった。令和4年度と比較して、中学生の相談件数は5件減で、中学校に登校支援室が設置された令和3年度から毎年減少している。中学生の入級数も4人にとどまった。その一方で、小学生の入級数は増加傾向にあり、在級期間も長期化している。そのため入級生が中学へ進学する際の不安を、できるだけ少なくする手立てや配慮が重要になってきた。保護者、学校、登校支援室の担当者と情報交換を深めながら、入学後の生徒及び保護者を支えていきたい。

小学生の相談件数に大きな増減はないが、入級前の体験段階の児童が17人おり、年々増加傾向にある。音過敏がある、大人数の中にいるのが苦痛、人と合わせることが苦手などの理由で学校になじめず、居づらさを感じている児童が多い。また、例年より低中学年の児童の相談や体験も増えた。平穏で静かな環境を求めている入級生にとって、体験生が数多く出入りすることで、教室の雰囲気が変わり、強いストレスを感じる子どももいる。時にはその影響であすなろから足が遠のいてしまうケースもある。今後もこうした傾向が続く場合は、個別対応を含めた支援のあり方や、教室を二分化するなどの環境改善が必要になるかもしれない。

学習については、タブレットの活用がさらに進み、スタディーサプリによる自主学習、クラスルームでの担任やクラスメートとの交流、学習課題の提示と提出、授業参加などを行っている。今後も学校と子どもをつなぐ大切な学習・コミュニケーション・情報のツールとして活用し、有効活用に努めていきたい。

今後も教育支援センターあすなろとして、学校、登校支援室、SSWとの情報共有を進め、学校にいけない子どもたちやその保護者に寄り添いながら、不登校対策の一助となる役割を果たしていきたい。

1年を振り返って

あすなろ指導員

あすなろは、不登校の子どもたちにとっての居場所として重要な役割を担っています。あすなろが居場所となるためにはそれぞれの事情や状況に合わせ、個に応じた支援が必要です。不登校になった原因、学習意欲、家庭環境、健康状態、人との関わり方、捉え方などすべてが異なるなかで、個に応じた支援を行っていくことの難しさをこの1年で感じました。

あすなろに通級してくる子どもたちの中には、環境に慣れるまで時間のかかる子や、人との関わり方がわからず戸惑っている子をよく見かけます。その際には、子どもたちの好きなことや趣味など、共通の話題を指導員が見つけ、子ども同士が関わっていくことができる場面を多くつくりました。そうした子どもたちも、徐々に周りの子と関わりを持つことで、元気に過ごすことができるようになりました。子どもたちもさまざまな特徴や特性を持った子がいることを理解し、それぞれを受け入れることができている。その環境が子どもたちの過ごしやすさを生んでいるのだと思います。

また、進路に向けて学習意欲が高まっていく子もいました。一人で勉強していくことはとても難しいことです。その中で問題集などを用いて自学自習に励み、今まで聞いたこともやったこともない学習でも、自分の状況に合わせて、努力を積み重ねることのできる子どもたちに感心することばかりでした。

1年を通して、さまざまな子どもたちと出会うことができました。子どもたちにとって安心して生活ができる環境があることの重要性を学びました。今後も、コミュニケーションの取り方を工夫し、個に応じた支援を心がけていきたいです。

6 スクールカウンセラー巡回

(1) 春日井市スクールカウンセラー巡回事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市立小中学校におけるいじめ、不登校等の児童生徒の問題行動に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者（以下「スクールカウンセラー」という。）が小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な助言及び指導を行うスクールカウンセラー巡回事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、次の業務を行う。

- (1) 小中学校を巡回し、教職員及び保護者の相談
- (2) 児童生徒へのカウンセリング
- (3) 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集
- (4) 春日井市教育委員会（以下「市教委」という。）と市教委が設置するいじめ・不登校相談室の相談員及び適応指導教室の指導員との連絡、調整
- (5) 前4号に定めるもののほか、児童生徒へのカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められる業務

(任用等)

第3条 スクールカウンセラーは、カウンセリング等に関する相談業務に3年以上の経験を有する者又はこれに準じる者として市教委が認める者から市教委が委嘱する。

2 市教委は、スクールカウンセラーとしてふさわしくない行為があったときは、当該スクールカウンセラーを解嘱することができる。

(勤務条件)

第4条 スクールカウンセラーの勤務日は、1週間につき2日以内で校長が定める。

2 スクールカウンセラーの週休日は、日曜日、土曜日及び校長が別に定める日とする。

3 スクールカウンセラーの勤務時間は、1日につき7時間以内とする。

(報酬)

第5条 スクールカウンセラーの報酬は、別に定める。

(報告)

第6条 スクールカウンセラーの巡回を受けた学校長は、巡回を受けた日の属する月の翌月3日までに、その実績を市教委に報告しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか事業の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) スクールカウンセラー相談件数

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	派遣校数	２６校	２８校	２９校
	児童	５９６件	５１０件	５４３件
	保護者	７３５件	６９１件	６９２件
	教師	３８８件 ※（６３７件）	３２４件 ※（８２４件）	４００件 ※（７９０件）
	計	１，７１９件 （２，３５６件）	１，５２５件 （２，３４９件）	１，６３５件 （２，４２５件）
中学校	派遣校数	１４校	１４校	１４校
	生徒	３７０件	４０５件	３６９件
	保護者	２８９件	２５５件	２６０件
	教師	１３７件 ※（３３９件）	１７０件 ※（３９０件）	１５６件 ※（３６９件）
	計	７９６件 （１，１３５件）	８３０件 （１，２２０件）	７８５件 （１，１５４件）

※ 令和３年度の調査より教師の相談については、相談と報告を分けて計上した。
上段は相談件数、下段（ ）内は報告件数

(3) スクールカウンセラーの声

1 年を振りかえって

市スクールカウンセラー

この一年を通して感じたことは、小学校でも中学校でも、依然として不登校になる子どもたちが多いこと、また、登校はできていても、「ほんとうは学校に来たくない」「学校が楽しくない」「学校にいと疲れる」と訴える子どもたちが増えていることです。

一方で、落ち着きがない、集中できない、まわりの子たちと上手にかかわれない、怒りやすい、すぐ手が出てしまう、授業中静かにできない等子どもたちの問題行動も目立ち、学校の先生方やご家族が困られているケースも少なくありません。

そのような状況下で、スクールカウンセラーとして、日々子どもたち、ご家族、学校の先生方と真摯に向き合い、一緒に考えてきました。

できるだけ寄り添いながら、子どもたちがより良い方向に向かうことを目指し、活動していましたが、「対応は良かったのだろうか」「もっと良い方法があったのではないかな」等自問自答することも多々あり、学校の先生方やスクールカウンセラーの先生方、スクールソーシャルワーカーの皆さん、心の相談員の先生方や支援員の先生方と情報交換をしていくことの大切さもあらためて感じました。

今後も日々の自己研鑽に努めながら、勇気を出して来室してくれた子どもたちやご家族のために、スクールカウンセラーとしてできること、これまで学んできたことを最大限活かせるよう、ひとりひとり、ケースごとにていねいに向き合っていきたいと思っています。

1 年を振りかえって

市スクールカウンセラー

今年度は、当時新型コロナウイルス感染拡大の影響で4月・5月にほとんど学校へ行く機会がなかった時に入学した小学1年生は4年生になり、学校内でマスクをして生活している児童・生徒の割合も減少し、一見、元の生活に戻ったようにみえました。しかし、保護者の相談では、小学校・中学校ともに依然、不登校関連の相談が最も多かったです。

児童・生徒の相談は、小学校では「学校には行きたいけど教室には入れない（入りたいくない）」「どうやって友だちと関わったらいいかわからない」「(自分の気持ちを) すぐがまんしてしまう」等、自分の気持ちの表現の仕方や他者との関わり方等についての相談が多かったです。中学校では、「友だちとうまくつきあえない」「グループにいと疲れる」等、他者との関わりについての相談が多かったほか、「親が自分の気持ちを理解してくれない」「気を遣って疲れる」等、家族に関する相談が多くありました。また「勉強についていけない」「テストの前にとっても焦ってしまう」「どうやって勉強したらいいかわからない」等、学習面の相談が非常に増えました。

悩んでいる子どもたちの多くが他者と比較して自信をなくしており、「もっとちゃんとしなくて」「もっと頑張らないといけないのに頑張れない」と思っています。側にいる大人の一人として、他者との比較から生まれる（能力による）自信を育むのではなく、「今」存在していることへの自信を育んでいくことが大切で、そのために何ができるか今後も一緒に考えていきたいと思っています。

7 心の教室相談員

(1) 小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要

1 趣旨

近年、小学校の低学年から情緒的に安定しない児童が多くなり、小学校の集団の中で対人関係に不安を抱くなど、正常に学習することが困難な児童が増えてきている。

このため、児童が悩みなどを気軽に相談でき、ストレスを和らげたり、話し相手になってくれたりする第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるよう環境を提供することを目的として、小学校に「心の教室相談員」を配置する。

2 勤務条件

週3回を原則として、1回あたり3～6時間で、週12時間程度とする。

延べ420時間（35週分）とする。

3 職務

「心の教室相談員」は、校長の指揮監督のもとに次の職務を行う。

- ① 児童の悩み相談
- ② その他、学校の教育活動支援

(2) 心の教室相談件数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小 学 校	学校数	37校	37校	37校
	児童 (来室児童数)	※ 4,085件 (28,036人)	※ 4,378件 (32,217人)	※ 4,070件 (43,352人)
	保護者	187件	201件	154件
	教師	49件	55件	65件
	計	4,321件	4,634件	4,289件

※ 令和3年度の調査より、相談数と来室者数（相談を含まない）を分けて計上した。

8 保護者と学校のかけはし事業

(1) 春日井市スクールソーシャルワーカー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ・不登校、児童虐待、非行、発達上の問題行動など解決困難な問題に関して、教育、福祉及び心理といった総合的なアプローチ（以下「総合的な支援」という。）によって児童生徒が抱える問題を広い視野から捉え、多様な職種が協力し合いながら、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支援するために実施する「保護者と学校のかけはし事業」に必要なスクールソーシャルワーカーの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スクールソーシャルワーカーは、児童生徒、保護者、教職員、市関係課その他関係機関等との相談を踏まえ、代弁、仲介、情報提供、調整及び連携を図るものとし、主な職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
- (3) 学校内における支援体制の構築支援に関すること。
- (4) 児童生徒、保護者、教職員等に対する相談及び支援に関すること。
- (5) 当事業の実施に必要な教職員等への研修に関すること。
- (6) ケース会議等での助言に関すること。
- (7) 要保護児童対策地域協議会、庁内連携支援会議等の資料作成に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、春日井市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が必要と認める業務に関すること。

(選任)

第3条 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があるものの中から、市教育委員会が選任し、学校教育課に配置する。

(服務)

第4条 スクールソーシャルワーカーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(学校の支援要請)

第5条 校長は、児童生徒及び保護者（以下「児童生徒等」という。）に対して総合的な支援が必要と判断したときは、スクールソーシャルワーカー又は学校教育課職員との相談を踏まえ、市教育委員会に支援を要請するものとする。

(児童生徒等の支援要請)

第6条 児童生徒等は、学校生活及び家庭生活において総合的な支援が必要であると感じたときは、通学する学校又は市教育委員会に相談することができるも

のとする。

- 2 校長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに市教育委員会に連絡するものとし、市教育委員会は必要な支援を行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

経 緯

- 1 春日井市保護者と学校のかけはし事業は、平成25年7月1日から実施しており、実践を通じて当市にふさわしいスクールソーシャルワーカーの活動内容を規定することとした。

(2) スクールソーシャルワーカー支援件数

【支援件数】 ※ () 内の数字は終結件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事案件数	190件(100)	177件(103)	218件(119)
保護者への支援	114件	113件	152件
本人への支援	139件	110件	157件
学校へ助言	189件	175件	218件
計	442件	398件	527件

※ 同一人物に複数回面談等をして1回とするとともに、事案件数に係る支援者は保護者・本人・学校と複数にまたがることから、1事案で支援する対象者の実数を計上している。

※ 終結件数には、事態が好転し、スクールソーシャルワーカーが見守り、経過確認のみ行う事案も含む。

【支援内容】

内 容	令和３年度	令和４年度	令和５年度
不登校に関する事	１０８件	１０７件	１２５件
いじめに関する事	４件	３件	４件
暴力行為	６件	８件	１２件
虐待	２７件	２１件	２９件
いじめを除く友人関係	１２件	８件	２３件
暴力行為を除く非行・不良行為	５件	５件	９件
虐待・貧困を除く家庭環境の問題	１２４件	９９件	１２３件
教職員等との関係の問題	１９件	２３件	３０件
心身の健康保健に関する問題	２６件	３４件	２８件
発達障がい等に関する問題	４０件	３８件	６３件
貧困の問題	１５件	９件	６件
ヤングケアラー		４件	８件
その他	１０件	７件	５件
計	３９６件	３６２件	４６５件

※ 複合する支援あり

※ ヤングケアラーの項目は令和４年度より計上した。

9 教育相談等一覧

(令和6年4月1日現在)

相 談 名	内 容	日 時	場 所
いじめ・不登校 相談室	小中学校のいじめや不登校等 に関する相談	毎週月～金曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	中央公民館内 34-8400
教育支援センター 「あすなろ」	児童生徒の学校復帰を図るた めの指導・援助機関	毎週月～金曜日 午前9時～午後3時	中央公民館内 34-8421
相談室 「ひまわり」	発達障がいをもつと思われる 児童生徒の相談	月3回（木曜日） 午後1時30分 ～午後5時15分	中央公民館内 33-1114
		月1回（月曜日） 午前9時～正午	藤山台中学校 カウンセリングルーム （申し込み、問い合わせは 教育研究所）
家庭児童相談	児童生徒の心身発達、生活習 慣、学校生活、家族関係につ いて	毎週火～土曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後4時 （面接相談は要予約）	総合福祉センター 84-4600
子ども・若者総合 相談（電話・面接）	勉強や進学、就職に関する相 談や、ひきこもり・ニート等 社会生活を営む上で困難を有 する子ども・若者への支援に ついての相談	毎週月～土曜日 午後3時～午後7時 （面接相談は要予約）	市役所内相談電話 82-7830
子ども・若者総合 相談（Eメール）		24 時間受付（返信は上記の電話相談の時間内） s-soudan@city.kasugai.aichi.jp	
少年相談	犯罪被害や非行からの立ち直 りなどで悩みを持つ少年と保 護者に対する相談	毎週月～金曜日 午前9時30分～ 午後5時	少年サポートセンター 春日井 市役所南館1階 56-7910
女性の悩み相談	家族のこと、職場の人間関 係、性別による差別的取り扱 いなどの不安や悩み事につ いての相談	毎週火～金曜日 午後1時～午後4時30分 （面接相談は要予約）	レディヤンかすがい 85-7871
あゆみ相談 （面接のみ）	子どもの成長や発達に関する 相談 （相談場所・時間は応相談）	月～金（春日台特別支援学校） 火～金（総合福祉センター）	予約（春日台特別支援学校） 41-8751

令和5年度 春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

編集・発行	令和6（2024）年6月 春日井市教育委員会 学校教育課 〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地 電話 0568-85-6444
-------	--
